

スマートフォン相談員 募集要項

令和7年4月24日 改訂

1 趣旨

「誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル社会」を実現していくためには、誰もがデジタル化の恩恵を享受することのできる社会に向けた取組の推進が必要である。養父市や各種団体等が行っているデジタル機器・サービスに不慣れな方等に対する事業や取組に携わる者をスマートフォン相談員と位置づけ、幅広く市内で展開していくことを目指す。

2 募集対象及び要件

- (1) デジタル機器・サービスに不慣れな方等に対し、その利用方法等を教える取組のほか、デジタル機器・サービスの利活用をサポートする取組を行う者
- (2) 満18歳以上

3 登録期限

登録日から当該年度末日までとする。

※ ただし、期間満了までに本登録を継続しない旨の通知がないときは、本登録は同一条件で更に1年間継続とする。

4 スマートフォン相談員として遵守すべき事項

- (1) 「誰一人取り残されない、人にやさしいデジタル社会」の実現のため、デジタル機器・サービスに不慣れな方等に対する理解を持ち、きめ細やかな対応を自らのできる範囲で心掛けること
- (2) スマートフォン相談員として活動で知りえた個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」をはじめ、個人情報の取扱いに関する関係法令(条例を含む。以下同じ。)を遵守すること。
- (3) その他、次に掲げる行為又はそれにあたるおそれのある行為を行わないこと。
 - ① 法令に違反する行為
 - ② 活動上知り得た秘密を漏えいする行為
 - ③ 営利目的を含む行為
 - ④ その他公序良俗に反する等
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。

5 応募手続

(1) 募集開始時期

随時応募を受け付けとする。

(2) 応募手続

- ① 「2 募集対象及び要件」に掲げる項目を満たすことを確認する。
- ② 養父市ウェブサイトのスマートフォン相談員募集等のページに掲載する応募フォームから応募する。応募フォームからの応募が難しい場合は、養父市役所デジタルファースト課へ相談する。(応募者は、個人情報の適切取扱い等への同意が必要)

(3) 登録

市と面談の上、スマートフォンの使用についての知識経験を有する者と認められた場合、スマートフォン相談員台帳に登録とする。

(4) 研修会の受講

登録後、養父市が行うデジタル機器・サービスに不慣れな方等に対する事業や取組等についての研修会を1回参加とする。

6 謝金の支払い根拠

(1) 指導時間に関わらず、上記5-(4)の研修内容について指導した受講者1名あたり1,000円を支払うものとする。また、教室1回につき1,000円を支払うものとする。

(2) 交通費は上記(1)に含まれるものとする。

(3) 趣旨に沿った教室以外の取組の出務について、その都度市から提示する金額とする。

教室以外の取組例：普及啓発に係る出務、研修会、モニター等

(4) 月2回の支払いとし、以下の条件で行う。ただし、支払い日が金融機関の休業日である場合は、翌営業日に支払いを行うものとする。

- ・ 10日までに実施した分は同月25日に支払う。
- ・ 25日までに実施した分は翌月10日に支払う。

7 その他

(1) 応募内容に不備がある場合、養父市役所デジタルファースト課から応募者へその旨の連絡を行う。

(2) 応募に対して養父市が取得した個人情報についてはスマートフォン相談員の応募手続等の目的に利用し、その他の用途には一切使用しない。

(3) 虚偽の応募がなされた場合または「4 スマートフォン相談員として遵守すべき事項」(3)①～④のいずれかに該当する行為を行った場合、登録を取り消す。